

文部科学省「都道府県立高等学校授業料減免状況」(2008年度)について(談話)

2009年12月22日

日本高等学校教職員組合

教育財政部長 小池 由美子

(1) 12月20日、文部科学省は「2008年度授業料減免者調査」を発表した。それによれば、公立高校に通う全生徒のうち、都道府県から授業料減免を受けた割合は、前年度より0.4ポイント増の10.1%にのぼり、過去最高となった。この数値は、文部科学省が調査を開始した1996年度(3.4%)の約3倍に達する。定時制の減免者の割合は20.6%となっており、0.9ポイントの増になっている。減免対象の生徒数は23万620人で、2007年度より6145人増えている。

(2) この調査結果は、昨年9月以降の金融破綻による経済危機が貧困と格差を一層深刻にし、高校生の修学に重大な影響を与えていることを改めて浮き彫りにした。この間、都道府県は構造改革による地方財政状況の悪化や、授業料減免者数の増加を理由に、授業料減免基準の厳格化を行ってきた。それにも関わらず、授業料減免者の割合が増加している実態は、高校生の修学保障が一刻の猶予もならない課題であることを示している。

(3) 8月30日の総選挙で国民の審判がくだり政権が交代した。鳩山政権は、来年度から高校授業料実質無償化を盛り込んだ予算を編成中である。これは長年「教育予算を増やし、教育費の無償化を」と世論に訴えてきた私たちの運動と国民世論の成果である。しかし、高校の教育費は、PTA会費や修学旅行の積立金、制服・体操服や教科書・副教材の購入などあわせると、授業料の2~3倍近くかかることは、日高教が毎年行っている「修学保障のための調査」からも明らかになっている。教育予算を対GDP比率OECD平均の5.0%に引き上げ、修学前教育から高等教育までの教育費の無償化を実現することが求められている。そのために、日本政府は1日も早く国際人権A規約第13条2項(b)(c)の留保を撤回すべきである。

(4) 政府税制調査会は、高校授業料実質無償化の財源確保のため、特定扶養控除の縮小を検討中である。特定扶養控除が縮小されれば課税される所得が増えるため、高校の授業料が免除されている世帯では、年約3万円の増税になるケースも試算されている。今まで授業料減免を受けてきた年収約350万円以下の世帯にとっては、何の恩恵もないどころか増税になってしまい、年収が低い世帯ほど授業料実質無償化の理念が生かされないことになりかねない。授業料実質無償化の財源を、庶民増税に求めてはならない。

(5) 貧困と格差の拡大によって授業料滞納者が増加する中で、都道府県の多くは授業料徴収を厳格化し、滞納者に対する行政処分の例も各地から報告されている。授業料実質無償化が2010年度から導入されようとしている中で、現在在籍している高校生に対して、授業料滞納による行政処分がされることは絶対にあってはならない。また、授業料滞納者には、政府・都道府県の責任で緊急の修学支援金、給付型奨学金などの手だてをとり、高校生の修学を保障することが求められる。

日高教は、高校生の修学保障のために父母国民と共同し、全力で奮闘するものである。

以上